

# クーリング・オフって？

契約後、一定期間内であれば一方的に無条件解約できる制度です。

## どんなときにできるの？

訪問販売や電話勧誘で、契約をした場合です。

### クーリング・オフできる主な取引と期間

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売 (キャッチセールス、催眠商法等を含む)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●特定継続的役務提供(エステ・語学教室等)</li> <li>●訪問購入(訪問買取)</li> </ul>	契約書面を受け取った日を含めて <b>8日間</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> <li>●業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法等)</li> </ul>	契約書面を受け取った日を含めて <b>20日間</b>

※適用除外の商品・サービスもあります。(例:葬儀、自動車)

## こんな場合はクーリング・オフができません！

- 店舗で購入した場合
- 通信販売  
※業者が返品可否や返品期間等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品、履物など)
- 営業目的のための契約
- 3,000円未満の商品を現金で購入した場合

クーリング・オフの手続きは必ず書面で行いましょう。  
ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。

# 知って防ごう!消費者トラブル ~安全で安心できる消費生活を実現するために~



### 地域で

- 公民館などで開催されている、消費者トラブルに関する講座や催しに積極的に参加しましょう。



### 家庭で

- テレビや新聞、インターネットから消費者トラブルを避けるための情報を取り入れましょう。



### 職場で

- 先輩社員から若い社員に、悪質商法の対処法などのアドバイスのほか、社員間で情報を共有しましょう。
- 社員の家族を含む消費者トラブルについても積極的に情報交換しましょう。



### 学校で

- 家庭科や社会科の授業で消費者教育が行われています。学校で習ったことを家庭でも話しましょう。

## 福岡県警からののお知らせ

### ニセ電話詐欺被害防止コールセンター 通称『まっ太くんコール』について

福岡県警察では、本年7月30日からニセ電話詐欺被害防止コールセンターを開設し、電話オペレーターから県民の皆様にご電話をして、多発している手口やその対処方法についてお知らせする事業(通称「まっ太くんコール」)を実施しています。

本コールセンターは、福岡県警察から「株式会社マックスサポート」に業務を委託しています。ご理解とご協力をお願いします。



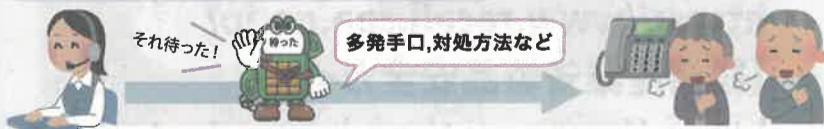
コールセンターの電話で通知される発信者番号

早く 110番! **0120-89-1101**

※この電話番号以外から電話をかけることはありません。

### 受付時間と期間

令和3年7月30日(金) から  
令和4年3月下旬までの間  
※土・日・祝日、年末年始を除く(9時~17時)



### コールセンターでは次のようなことは絶対にしません!

- 生年月日や家族構成等の個人情報をたずねる。●自宅に伺う。
- 通帳やキャッシュカードなどのカード番号や暗証番号をたずねる。
- 通帳やキャッシュカードを警察官や銀行職員に預けるように指示する。
- 預金を引き出すように指示したり、別の口座に移すように指示する。

福岡県警察本部 生活安全総務課 地域安全対策係

TEL:092-641-4141(内線:3023,3025) 警察相談電話: # 9110

## 福岡市消費生活センターのご案内

### 消費者トラブルで困ったときはひとりで悩まず相談しましょう!

※相談は、福岡市内に在住の消費者に限ります。

### 消費生活センター相談コーナー

相談専用電話 **092-781-0999**

**受付時間** 月曜日~金曜日(祝休日・年末年始除く):9時~17時  
(来所相談は要予約)  
第2・4土曜日:10時~16時(電話相談のみ)

### 福岡市消費生活センター

〒810-0073  
福岡市中央区舞鶴2丁目5-1  
(あいれふ7階)  
TEL:092-712-2929(事務室)  
FAX:092-712-2765

**消費者ホットライン 188**

お住まいの地域の消費生活相談窓口をご案内します。

### アクセスマップ



### ツイッター・フェイスブック始めました!



[ツイッター]



[フェイスブック]

二次元コードはこちら

